

—平成26年—

# 常滑市の商業の概要

常 滑 市



## はじめに

商業統計調査は、経済産業省所管の統計法に基づく指定統計第23号として、商業事業所の活動状況について実施する調査で、昭和27年に第1回調査を行って以来、昭和51年までは2年ごとに、平成9年までは3年ごとに、以降5年ごとに調査を実施し、その中間年(本調査の2年後)に簡易な調査を実施することとしているものです。

本書は、第25回目となる平成26年分調査結果について、業種別、従業者規模別などを、経済産業省が公表した調査結果に基づき、本市で取りまとめたものです。

作成に当たり、本書が行政上の基礎資料はもとより、関係各方面で幅広く御利用いただければ幸いです。

なお、本書の刊行に当たり、格別の御協力をいただきました各事業所に対し厚くお礼申し上げますとともに、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年4月

常滑市企画課



# 目 次

利用上の注意	1
結果の概要	4
1 商業の推移	4
2 事業所数	5
3 従業者数	6
4 年間商品販売額	7
5 地区別概要	8
統計表	10
1 産業別事業所数、従業者数、年間商品販売額対前回比	11
2 産業別結果表	12
3 地区別集計	13
付 録	15
付1 全国からみる常滑の商業	16
付2 愛知県内市区町村別結果一覧表	17
付3 商業統計調査規則	18



## 1 調査の概要

### (1) 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としている。

### (2) 調査の根拠

商業統計調査は、統計法(平成 19 年法律第 53 号)に基づく「基幹統計調査」であり、商業統計規則(昭和 27 年通商産業省令第 60 号)によって実施している。

### (3) 調査の期日

平成 26 年商業統計調査は、平成 26 年 7 月 1 日現在で実施した。

なお、一部項目については平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの 1 年間の実績を調査した。

### (4) 調査の範囲

日本標準産業分類(平成 25 年総務省告示第 405 号)に掲げる大分類 I - 卸売業・小売業に属する事業所を対象とした。

調査は、民営の事業所を対象とした。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所(売店等)、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も対象とした。

また、調査期日に休業もしくは清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象とした。

### (5) 調査の方法及び経路

報告者(事業所)が自ら調査員によって配布された調査票に記入(自計方式)し、調査員が回収する又はオンライン提出方法による調査員調査方式もしくは商業事業所の本社・本店等が傘下の商業事業所の調査票を事業所ごとに作成し、一括して経済産業省へ郵送又はオンラインにより提出する本社等一括調査方式により調査した。

## 2 利用上の注意

### (1) 主な用語の説明

#### ■ 事業所

原則として一定の場所(一区画)を占めて、「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所。

#### ■ 卸売業

主として次の業務を行う事業所。

- ・ 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ・ 産業用使用者(建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等)に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所

- ・ 主として業務用に使用される商品 {事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械(農業用器具を除く) など} を販売する事業所
- ・ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所(主として管理事務のみを行っている事業所を除く)
- ・ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
- ・ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所(代理商、仲立業)

#### ■ 小売業

主として次の業務を行う事業所。

- ・ 個人(個人経営の農林漁家への販売を含む)又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ・ 産業用使用者に少量又は小額に商品を販売する事業所
- ・ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
- ・ 製造小売事業所(自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所)
- ・ ガソリンスタンド
- ・ 主として無店舗販売を行う事業所(販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所)で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ・ 別経営の事業所(官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている事業所)

#### ■ 年間商品販売額

平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの 1 年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含まない。

#### ■ 売場面積(小売業のみ)

平成 26 年 7 月 1 日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積 {食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗(テナント)は除く}をいう。

ただし、牛乳小売業(宅配専門)、自動車(新車・中古)小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業については売場面積の調査を行っていない。



## (2) 卸売業と小売業の分類

卸売業と小売業の分類は、次の表 1 のとおりです。

表 1 卸売業・小売業分類一覧

卸売業	小売業
50 各種商品卸売業	56 各種商品小売業
51 繊維・衣服等卸売業	57 織物・衣服・身の回り品小売業
52 飲食料品卸売業	58 飲食料品小売業
53 建築材料、鉱物、金属材料等卸売業	59 機械器具小売業
54 機械器具卸売業	60 その他の小売業
55 その他の卸売業	61 無店舗小売業

## (3) その他

ア 表及び図の数値の単位未満は四捨五入しているため、総数と内訳が一致しない場合がある。

イ 統計表で用いる符号は、次のとおり。

「X」＝ 事業所数 2 以下の場合及び事業所数 3 以上の場合でも前後の関連で数値が判明する場合は、その集計数値を統計法により秘匿したもの

「－」＝ 該当数値なし

「△」＝ マイナス

「…」＝ 不詳

「0」または、「0.0」＝ 単位未満

ウ 平成 26 年調査では、同時実施の平成 26 年経済センサス-基礎調査で回答のあった産業大分類「I-卸売業、小売業」に格付けられた事業所のうち、管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではなく、かつ、産業細分類の格付に必要な事項の数値が得られた事業所を対象とした。したがって、平成 19 年以前の調査と集計対象が異なることに留意する必要がある。

エ 平成 26 年調査は、日本標準産業分類の第 12 回改定及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、前回実施の平成 19 年調査の数値とは接続しない。

## 結果の概要

### 1 商業の推移

平成 26 年商業統計調査集計の常滑市の結果は、事業所が 462 事業所、従業者数が 3,121 人、年間商品販売額が 781 億 6,063 万円となっています。

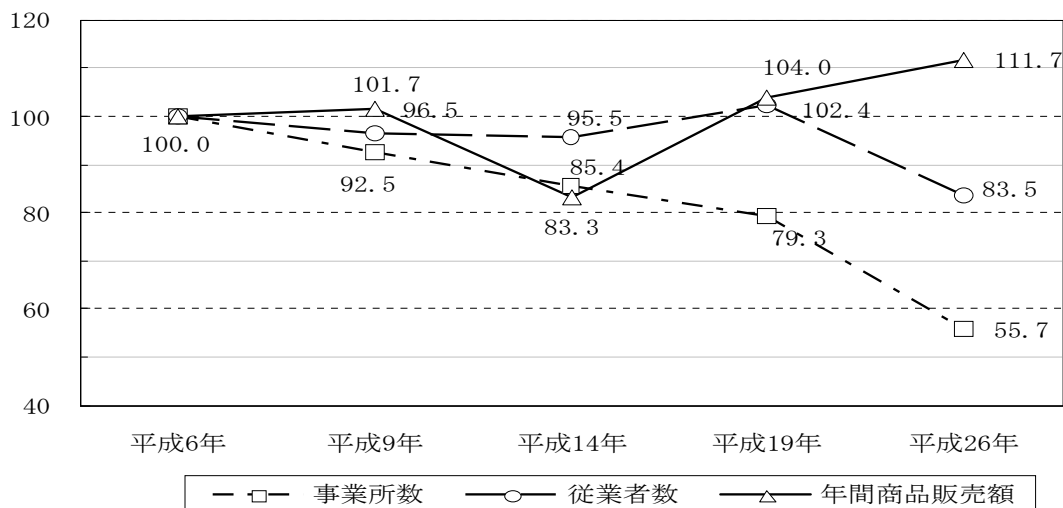
これを前回の調査(平成 19 年 6 月 1 日実施)と比べると、事業所数が 29.8%の減少(196 事業所減)、従業者数が 18.4%の減少(706 人減)、年間商品販売額が 7.4%の増加(53 億 9,883 万円増)となっています。

また、平成 6 年調査を 100 とした指数でみると、事業所数については平成 6 年以降、継続して減少しています。一方、年間商品販売額については、平成 6 年以降での最高値を示しています。

表 1 事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移

区 分	平成 6 年	平成 9 年	平成 14 年	平成 19 年	平成 26 年	
事業所数	830	768	709	658	462	
対前回比(%)		△ 6.1	△ 7.5	△ 7.7	△ 7.2	△ 29.8
従業者数 (人)	3,736	3,605	3,569	3,827	3,121	
対前回比(%)		8.3	△ 3.5	△ 1.0	7.2	△ 18.4
年間商品販売額(万円)	6,994,376	7,110,970	5,827,742	7,276,180	7,816,063	
対前回比(%)		0.7	1.7	△ 18.0	24.9	7.4

図 1 平成 6 年を基準とした事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移(平成 6 年=100)



## 2 事業所数

事業所数は、462 事業所で前回に比べ 196 事業所(29.8%)の減少となり、平成 3 年調査以降連続で減少となっています。

これを卸売業、小売業別に見ると、卸売業は 98 事業所で、前回比べ 30 事業所(23.4%)の減少、小売業は 364 事業所で、前回に比べ 166 事業所(31.3%)の減少となっています。

なお、平成 26 年調査は、日本標準産業分類の第 12 回改定及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、前回の平成 19 年調査と小売業種別の比較ができなくなっています。

表 2 業種別事業所数の推移

(単位:人)

区分	年					26 年	前 回 比	構 成 比
	6 年	9 年	14 年	19 年				
総数	830	768	709	658	総数	462	70.2	100.0
卸売業	150	144	147	128	卸売業	98	76.6	21.2
小売業	680	624	562	530	小売業	364	68.7	78.8
各種商品	3	6	2	5	各種商品	2	40.0	0.4
織物・衣服・身の回り品	101	81	67	73	織物・衣服・身の回り品	56	76.7	12.1
飲食料品	242	223	187	171	飲食料品	102	59.6	22.1
自動車・自転車	40	39	40	35	機械器具	51		11.0
家具・じゅう器・機械器具	104	100	107	98	その他	147		31.8
その他	190	175	159	148	無店舗	6		1.3

※日本産業分類の改定と調査設計の大幅な変更により、平成 19 年調査との比較ができません。

図 2 事業所数の推移

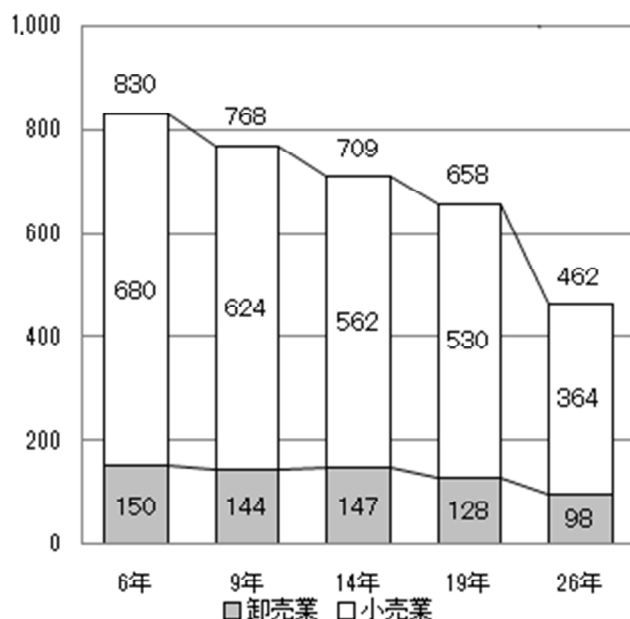
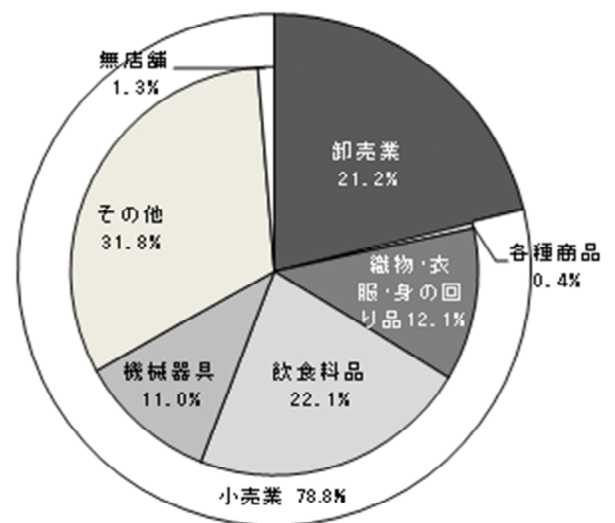


図 3 業種別事業所数構成比



### 3 従業者数

従業者数は、3,121人で、前回に比べ706人(18.4%)の減少となりました。

これを卸売業、小売業別に見ると、卸売業は591人で、前回比べ243人(29.1%)の減少、小売業は2,530人で、前回に比べ463人(15.5%)の減少となっています。

業種別構成比を見ると、卸売業が18.9%、小売業が81.1%となっています。小売業業種別で最も多いのが、飲食料品で1,050人(構成比33.6%)、続いてその他で(家具、医薬品等)780人(構成比25.0%)です。

なお、平成26年調査は、日本標準産業分類の第12回改定及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、前回の平成19年調査と小売業種別の比較ができなくなっています。

表3 業種別従業者数の推移

(単位:人)

区分	年					26年	前 回 比	構 成 比
	平成6年	9年	14年	19年				
総数	3,736	3,605	3,569	3,827	総数	3,121	81.6	100.0
卸売業	840	796	801	834	卸売業	591	70.9	18.9
小売業	2,896	2,809	2,768	2,993	小売業	2,530	84.5	81.1
各種商品	274	288	230	252	各種商品	99	39.3	3.2
織物・衣服・身の回り品	248	232	198	231	織物・衣服・身の回り品	224	97.0	7.2
飲食料品	1,064	989	927	1,198	飲食料品	1,050	87.6	33.6
自動車・自転車	224	220	214	194	機械器具	315		10.1
家具・じゅう器・機械器具	279	295	295	334	その他	780		25.0
その他	807	785	904	784	無店舗	62		2.0

※日本産業分類の改定と調査設計の大幅な変更により、平成19年調査との比較ができません。

図4 従業者数の推移

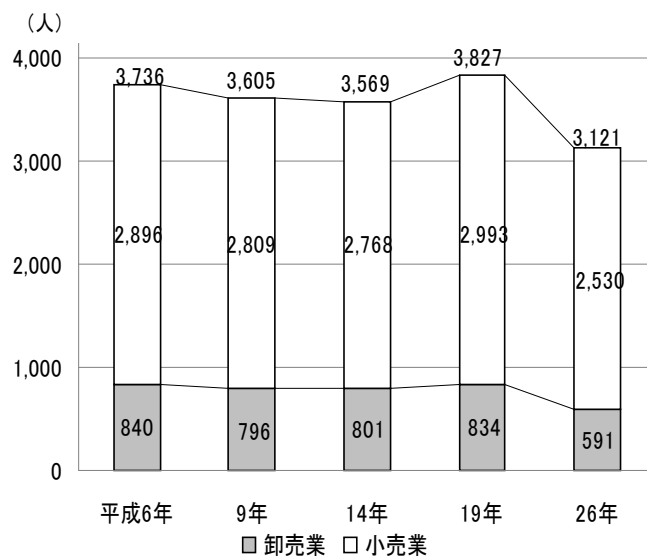
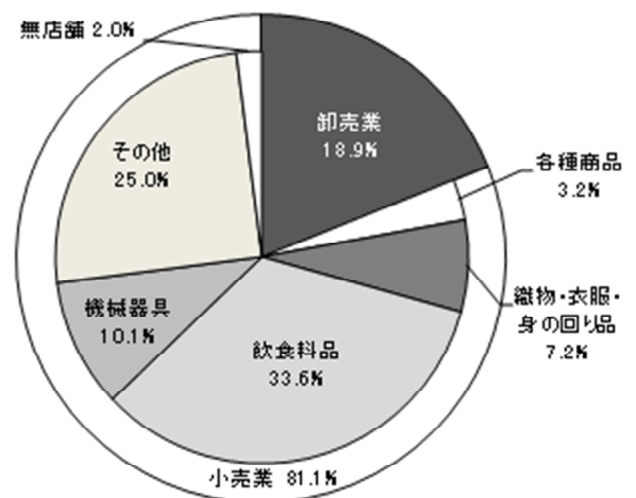


図5 業種別従業者数構成比



#### 4 年間商品販売額

年間商品販売額は781億6,063万円で、前回調査に比べ53億9,883万円(7.4%)の増加となり、過去最高額となりました。

これを卸売業、小売業別に見ると、卸売業は341億8,324万円で、前回に比べ28億7,487万円(9.2%)の増加、小売業は439億7,739万円で、前回に比べ25億2,396万円(6.1%)の増加となっています。

業種別構成比を見ると、卸売業が43.7%、小売業が56.3%となっています。小売業業種別で最も多いのが、飲食料品の134億4,449万円(構成比17.2%)、続いて機械器具の76億8,632万円(構成比9.8%)です。

なお、平成26年調査は、日本標準産業分類の第12回改定及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、前回の平成19年調査と小売業種別の比較ができなくなっています。

また、秘匿措置により、業種別年間商品販売数構成比は省略します。

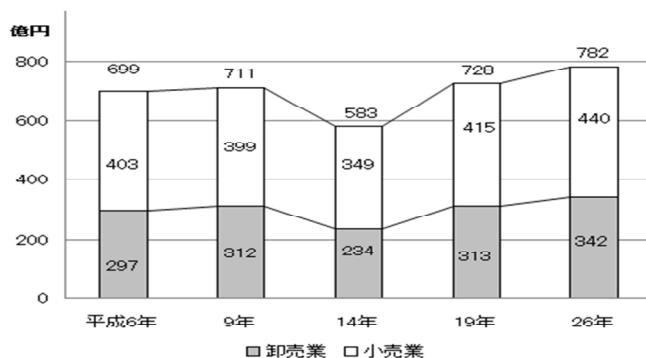
表4 業種別年間商品販売額の推移

(単位:万円)

区分	年					26年			
	平成6年	9年	14年	19年		前回比	構成比		
総数	6,994,376	7,110,970	5,827,742	7,276,180	総数	7,816,063	107.4	100.0	
卸売業	2,967,385	3,116,379	2,338,647	3,130,837	卸売業	3,418,324	109.2	43.7	
小売業	4,026,991	3,994,591	3,489,095	4,145,343	小売業	4,397,739	106.1	56.3	
	各種商品	618,532	626,697	X	527,170	各種商品	X	X	X
	織物・衣服・身の回り品	309,519	244,663	180,170	260,127	織物・衣服・身の回り品	278,775	107.2	3.6
	飲食料品	1,143,258	997,350	846,098	1,298,498	飲食料品	1,344,449	103.5	17.2
	自動車・自転車	597,263	615,520	X	469,284	機械器具	768,632		9.8
	家具・じゅう器・機械器具	336,076	432,112	298,648	367,864	その他	X		X
	その他	1,022,343	1,078,249	1,179,147	1,222,400	無店舗	154,438		2.0

※日本産業分類の改定と調査設計の大幅な変更により、平成19年調査との比較ができません。

図6 年間商品販売額の推移



## 5 地区別概要

地区別では、前回の調査において、常滑地区が各項目ともに全体の5割以上を占めていました。今回の調査でも、常滑地区が5割前後を占める結果となっています。

また、すべての地区において、事業所数は減少していますが、従業者数・年間商品販売額については、地区ごとに増減の差が大きくなっています。

表5 地区別事業所数、従業者数、年間商品販売額の推移

		事業所数		従業者数			年間商品販売額			
			構成比	前回比		構成比	前回比		構成比	前回比
H19	三和地区	62	9.4		312	8.2		494,799	6.8	
	大野地区	55	8.4		201	5.3		121,441	1.7	
	鬼崎地区	102	15.5		560	14.6		1,060,099	14.6	
	常滑地区	341	51.8		2,381	62.2		5,069,201	69.7	
	(うち市街地分)	(284)	(43.2)		(1,775)	(46.4)		(4,050,858)	(55.7)	
	(うちセントレア分)	(57)	(8.6)		(606)	(15.8)		(1,018,343)	(14.0)	
	西浦地区	72	10.9		270	7.1		387,396	5.3	
	小鈴谷地区	26	4		103	2.7		143,244	2	
	総計	658	100.0		3,827	100.0		7,276,180	100.0	
H26	三和地区	56	12.1	90.3	317	10.2	101.6	524,214	6.7	105.9
	大野地区	40	8.7	72.7	108	3.5	53.7	77,871	1.0	64.1
	鬼崎地区	74	16.0	72.5	766	24.5	136.8	1,775,732	22.7	167.5
	常滑地区	225	48.7	66.0	1,547	49.6	65.0	4,667,863	59.7	92.1
	(うち市街地分)	(190)	(41.1)		(1,158)	(37.1)		(2,512,599)	(32.1)	
	(うちセントレア・りんくう町分)	(35)	(7.6)		(389)	(12.5)		(2,155,264)	(27.6)	
	西浦地区	51	11.0	70.8	281	9.0	104.1	642,125	8.2	165.8
	小鈴谷地区	16	3.5	61.5	102	3.3	99.0	128,258	1.6	89.5
	総計	462	100.0	70.2	3,121	100.0	81.6	7,816,063	100.0	107.4

図8 地区別事業所数の推移

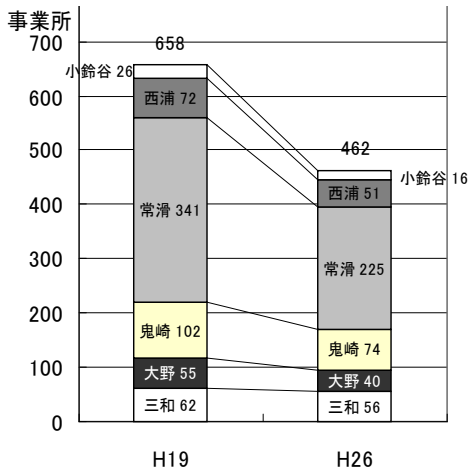


図9 地区別事業所数構成比

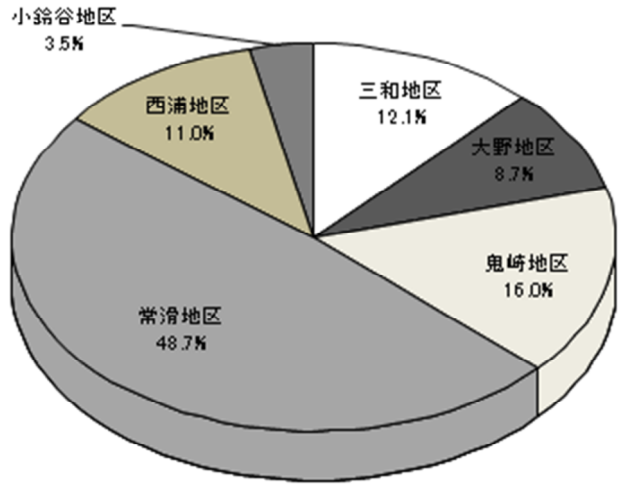


図10 地区別従業者数の推移

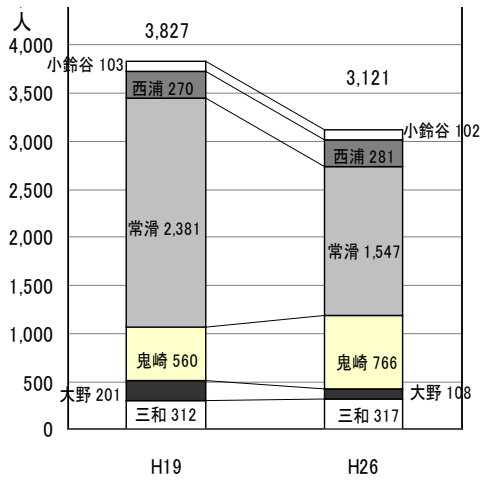


図11 地区別従業者数構成比

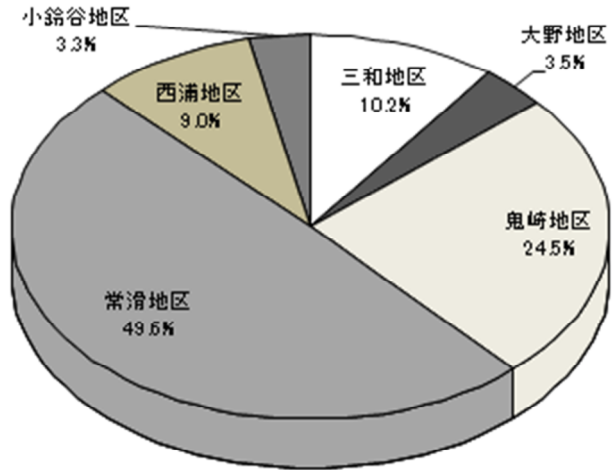


図12 地区別年間商品販売額の推移

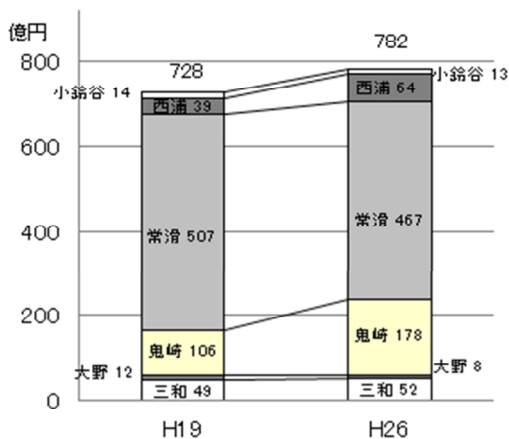
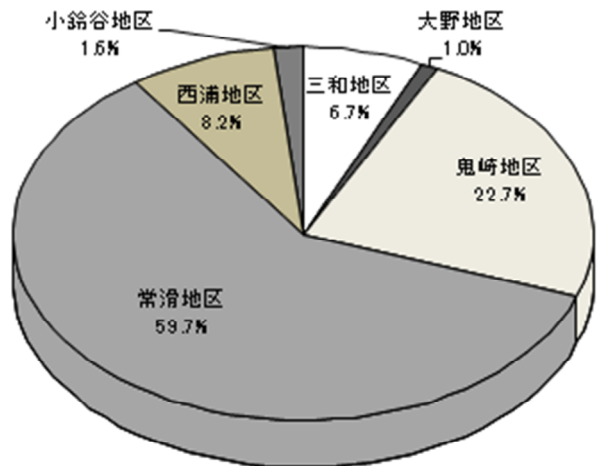


図13 地区別年間商品販売額構成比



# 統計表



1 産業別事業所数・従業員数・年間商品販売額対前年比

産業分類	平成19年		平成26年		対前年		年間商品販売額 (%)
	事業所数 (人)	従業員数 (万円)	事業所数 (人)	従業員数 (万円)	事業所数 (%)	従業員数 (%)	
総数	658	7,276,180	462	7,816,063	70.2	81.6	107.4
卸売業	128	3,130,837	98	3,418,324	76.6	70.9	109.2
小売業	530	4,145,343	364	4,397,739	68.7	84.5	106.1
各種商品	5	527,170	2	X	40.0	39.3	X
繊維・衣服・身の回り品	73	260,127	56	278,775	76.7	97.0	107.2
飲食料品	171	1,298,498	102	1,344,449	59.6	87.6	103.5
自動車・自転車	35	469,284	51	768,732	-	-	-
家具・じゅう器・機械	98	367,864			-	-	-
その他	148	1,222,400	147	780	99.3	99.5	X
家具・建具・量	13	12,008	29	62,663	-	-	-
じゅう器	29		87		-	-	-
医薬品・化粧品	25	370,185	174		78.1	103.0	120.6
農耕用品	4	19,756	2	X	50.0	23.5	X
燃料	27	471,374	26	603,082	96.3	87.1	127.9
書籍・文房具	18	115,063	8	58,112	44.4	56.7	50.5
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器	13	45,549	8	18,654	61.5	43.9	41.0
時計・眼鏡・光学機械	5	14,877	3	X	60.0	58.3	X
他に分類されない小売業	49	248,737	33	509,254	67.3	106.1	204.7
無			6	154,438	-	-	-

2 産業別結果表

産業分類	項目	事業		業 所 数					従業者数			年間商品販売額 (万円)	その他の収入額 (万円)	売場面積 (㎡)	
		計	うち 法人	従業者数					計	男	女				
				2人以下	3~4人	5~9人	10人 19人	20~ 29人							30人 以上
総	数	462	251	188	99	95	54	12	14	3,121	1,324	1,797	7,816,063	162,134	69,202
卸	業	98	70	32	24	26	12	2	2	591	335	256	3,418,324	14,677	-
小	業	364	181	156	75	69	42	10	12	2,530	989	1,541	4,397,739	147,457	69,202
	各 種 商 品	2	2	-	1	-	-	-	1	99	23	76	X	-	X
	織物・衣服・身の回り品	56	25	31	14	7	3	-	1	224	57	167	278,775	959	7,912
	飲 食 料 品	102	49	38	20	17	16	6	5	1,050	365	685	1,344,449	2,703	17,942
	機 械 器 具	51	30	19	10	12	8	1	1	315	199	116	768,732	121,331	7,905
	そ の 他	147	72	66	29	32	14	3	3	780	324	456	X	22,464	X
	家具・建具・量	13	3	10	1	2	-	-	-	29	20	9	12,008	520	561
	じ ゅ う 器	29	16	17	4	8	-	-	-	87	32	55	62,663	2,970	5,033
	医薬品・化粧品	25	15	7	5	6	6	1	-	174	47	127	370,185	1,069	4,563
	農 耕 用 品	2	-	2	-	-	-	-	-	4	1	3	X	-	X
	燃 料	26	20	7	8	8	2	1	-	135	86	49	603,082	3,534	927
	書籍・文房具	8	2	1	1	1	3	1	1	101	48	53	58,112	-	206
	スポーツ用品・がん具・ 娯楽用品・薬器	8	1	6	2	-	-	-	-	18	11	7	18,654	21	704
	時計・眼鏡・光学機械	3	1	2	1	-	-	-	-	7	5	2	X	-	X
	他に分類されない小売業	33	14	14	7	7	3	-	2	225	74	151	509,254	14,350	16,529
	無 店 舗	6	3	2	1	1	1	-	1	62	21	41	154,438	-	-

3 地区別集計

産業分類	事業所数	従業者数	年間商品販売額	その他の収入額	売場面積
【三和】					
総	56	317	524,214	3,226	6,394
卸	20	112	291,512	37	-
小	36	205	232,702	3,189	6,394
各種商	-	-	-	-	-
織物・衣服・身の回り品	7	41	49,055	54	2,065
飲食料品	5	36	78,266	107	1,404
機械器具	3	8	15,411	1,006	330
その他	21	120	89,970	2,022	2,595
無	-	-	-	-	-

産業分類	事業所数	従業者数	年間商品販売額	その他の収入額	売場面積
【大野】					
総	40	108	77,871	1,956	2,566
卸	6	29	29,282	56	-
小	34	79	48,589	1,900	2,566
各種商	-	-	-	-	-
織物・衣服・身の回り品	8	15	6,558	427	1,165
飲食料品	10	21	11,424	78	426
機械器具	3	7	X	755	165
その他	12	32	19,676	640	810
無	1	4	X	-	-

産業分類	事業所数	従業者数	年間商品販売額	その他の収入額	売場面積
【鬼崎】					
総	74	766	1,775,732	34,677	26,370
卸	18	80	248,734	10,843	-
小	56	686	1,526,998	23,834	26,370
各種商	-	-	-	-	-
織物・衣服・身の回り品	5	19	24,238	-	1,098
飲食料品	14	320	550,930	1,375	6,961
機械器具	13	123	285,334	20,731	5,864
その他	24	224	666,496	1,728	12,447
無	-	-	-	-	-

産業分類	事業所数	従業者数	年間商品販売額	その他の収入額	売場面積
【常滑】					
総	225	1,547	4,667,863	97,350	31,552
卸	40	207	2,357,875	3,741	-
小	185	1,340	2,309,988	93,609	31,552
各種商	2	99	X	-	X
織物・衣服・身の回り品	30	136	192,333	478	3,160
飲食料品	55	591	642,038	831	7,781
機械器具	26	153	421,384	74,539	X
その他	71	344	752,693	17,761	13,560
無	1	17	X	-	-

産業分類	事業所数	従業者数	年間商品販売額	その他の収入額	売場面積
(常滑地区のうち市街地分)					
総	190	1,158	2,512,599	84,148	29,218
卸	38	189	702,333	3,741	-
小	152	969	1,810,266	77,407	29,218
各種商	1	96	X	-	X
織物・衣服・身の回り品	21	56	50,225	478	2,443
飲食料品	41	383	464,013	831	6,729
機械器具	24	137	398,902	72,024	X
その他	64	280	606,474	4,074	13,160
無	1	17	X	-	-

産業分類	事業所数	従業者数	年間商品販売額	その他の収入額	売場面積
(常滑地区のうちセントレア・りんくう町分)					
総	35	389	2,155,264	16,202	2,334
卸	2	18	X	-	-
小	33	371	499,722	16,202	2,334
各種商	1	3	X	-	X
織物・衣服・身の回り品	9	80	142,108	-	717
飲食料品	14	208	178,025	-	1,052
機械器具	2	16	X	X	X
その他	7	64	146,219	X	400
無	-	-	-	-	-

産業業分類	事業所数	従業者数	年間商品販売額 (万円)	その他の収入額 (万円)	売場面積 (㎡)
<b>【西浦】</b>					
総	数	(人)	(万円)	(万円)	(㎡)
卸	51	281	642,125	1,278	2,010
業	12	155	478,562	-	-
業	39	126	163,563	1,278	2,010
小	-	-	-	-	-
各	-	-	-	-	-
種	5	10	3,541	-	334
商	14	54	38,870	225	1,162
品	3	5	X	760	119
織物・衣服・身の回り品	16	55	117,968	293	395
食品	1	2	X	-	-
飲料					
機械器具					
その他					
無					
店					
舗					

産業業分類	事業所数	従業者数	年間商品販売額 (万円)	その他の収入額 (万円)	売場面積 (㎡)
<b>【小鈴谷】</b>					
総	数	(人)	(万円)	(万円)	(㎡)
卸	16	102	128,258	23,647	310
業	2	8	X	-	-
業	14	94	X	23,647	310
小	-	-	-	-	-
各	1	3	X	-	X
種	4	28	22,921	87	208
商	3	19	39,784	23,540	X
品	3	5	X	20	12
織物・衣服・身の回り品	3	39	48,690	-	-
食品					
飲料					
機械器具					
その他					
無					
店					
舗					

付 録

付1  
全国からみる常滑の商業

	総面積		総人口		事業所数		従業者数		年間商品販売額		売場面積 (小売事業所のみ)	
	(km <sup>2</sup> )	構成比(%) 順位	(人)	構成比(%) 順位		構成比(%) 順位	(人)	構成比(%) 順位	(百万円)	構成比(%) 順位	(m <sup>2</sup> )	構成比(%) 順位
全国	377,973.89		127,094,745		1,039,079		8,569,694		478,828,374		134,854,063	
愛知	5,172.92	1.37	7,483,128	5.89	57,499	5.53	530,606	6.19	35,673,782	7.45	7,572,626	5.62
常滑	55.90	0.01 (全国)	56,547	0.04 (全国)	462	0.04 (全国)	3,121	0.04 (全国)	78,161	0.02 (全国)	69,202	0.05 (全国)
		1.08 (愛知)		0.76 (愛知)		0.80 (愛知)		0.59 (愛知)		0.22 (愛知)		0.91 (愛知)
		22 (愛知)		34 (愛知)		24 (愛知)		30 (愛知)		36 (愛知)		24 (愛知)

資料：経済産業省「平成26年商業統計表」  
 総面積：国土交通省国土地理院「平成29年全国都道府県市区町村別面積調」  
 総人口：「平成27年国勢調査」

付2 愛知県内市区町村別結果一覧表

市区町村名	事業所数		従業者数(人)		年間商品販売額(百万円)		売場面積(m <sup>2</sup> )	
	H19比(%)	順位	H19比(%)	順位	H19比(%)	順位	H19比(%)	順位
県計	57,499	71.9	530,606	76.4	35,673,782	82.1	7,572,626	89.5
名古屋市	22,777	69.8	233,577	72.9	23,428,902	77.4	2,446,228	86.8
千種区	1,300	65.7	10,964	68.0	719,278	73.8	146,927	78.8
東区	1,169	68.0	14,769	72.5	2,554,261	80.3	104,465	70.3
北区	1,246	66.8	10,549	68.1	538,158	80.2	112,309	87.7
西区	1,840	73.5	19,668	91.4	1,720,485	159.2	140,104	104.3
中区	2,515	69.7	27,378	69.8	5,643,397	60.5	223,273	72.5
中川区	3,883	69.1	45,092	65.5	5,957,101	73.3	382,485	80.1
昭和区	1,000	62.2	9,467	70.4	488,760	81.1	89,219	77.2
瑞穂区	844	66.7	7,464	84.0	800,802	158.6	57,644	93.3
熱区	1,050	75.4	13,289	79.3	1,123,326	82.9	93,248	89.7
中区	1,623	68.3	15,842	81.1	911,282	94.3	168,046	93.0
港南区	966	71.1	9,870	73.1	670,608	119.2	210,548	91.5
守山区	1,256	75.5	10,314	79.0	428,194	86.9	130,493	101.5
南区	859	70.4	7,873	72.2	287,704	85.1	134,284	96.3
緑区	1,244	86.1	13,189	92.0	446,786	101.6	276,092	120.8
名東区	1,097	66.4	10,476	64.2	829,634	69.7	107,177	79.1
天白区	885	66.2	7,373	60.2	309,127	84.0	69,914	62.3
豊橋市	3,045	71.1	25,258	74.2	1,209,593	97.4	379,405	83.7
岡崎市	2,791	76.3	22,905	78.6	887,593	83.5	435,747	97.0
宮崎市	2,543	69.8	19,688	71.7	808,723	90.0	361,507	87.6
瀬戸市	950	74.6	6,987	76.4	157,773	82.2	125,592	92.6
半田市	934	72.7	8,446	79.2	296,778	101.9	161,905	91.1
春日井市	1,789	74.1	17,263	82.6	653,617	98.8	278,628	84.3
豊川市	1,430	73.0	10,094	74.8	270,112	83.1	183,441	83.4
津島市	578	70.0	4,163	75.7	138,165	103.5	65,497	73.6
南海市	622	75.1	3,762	70.4	103,811	89.8	64,599	94.4
碧谷市	955	74.0	14,463	117.8	599,934	96.9	136,398	87.8
豊田市	2,297	80.0	21,758	81.4	1,672,868	101.7	351,966	95.1
安城市	1,253	79.2	11,210	85.2	618,286	90.1	199,353	86.6
西尾市	1,393	70.1	8,646	71.5	283,301	101.5	157,673	83.9
蒲郡市	767	67.1	4,930	70.2	130,622	84.2	117,040	100.1
大高市	431	67.1	3,003	76.1	79,820	107.9	41,695	69.1
常滑市	482	70.2	3,121	81.6	78,161	107.4	69,202	134.9
江南市	568	67.8	4,586	75.7	101,672	70.0	86,746	66.9
小牧市	1,124	77.9	11,928	83.4	629,957	88.8	217,256	97.1
稲沢市	842	71.3	7,804	82.2	305,686	103.9	197,116	120.0
新城市	433	72.4	2,433	77.6	51,158	96.6	47,217	83.6
新城市	601	67.8	5,665	74.4	220,149	73.6	98,817	96.8
東海市	489	80.8	5,675	106.0	159,193	114.8	76,890	102.8
大府市	375	73.0	2,628	71.7	86,367	136.4	47,279	84.4
知多市	431	70.3	3,662	71.2	132,337	64.2	84,433	99.1
立川市	432	75.9	4,024	78.1	108,569	84.1	76,431	91.3
尾張旭市								

資料：経済産業省「平成26年商業統計表」

市区町村名	事業所数		従業者数(人)		年間商品販売額(百万円)		売場面積(m <sup>2</sup> )	
	H19比(%)	順位	H19比(%)	順位	H19比(%)	順位	H19比(%)	順位
高浜市	283	72.6	2,028	71.7	49,247	77.0	40,297	97.5
岩倉市	267	66.4	2,176	76.5	72,460	76.8	43,842	90.0
豊明市	351	69.4	3,430	79.9	117,462	91.8	44,640	86.3
日進市	388	78.7	4,285	85.2	113,527	61.4	77,951	104.5
田原市	503	64.6	2,825	66.0	86,415	77.9	52,178	71.8
愛西市	317	67.3	2,287	69.3	53,180	80.3	44,076	97.2
清須市	514	76.9	4,549	94.1	299,519	195.5	36,679	65.8
清北名市	574	78.0	4,872	74.3	190,893	65.0	53,210	73.2
弥富市	294	69.2	2,478	69.8	125,308	104.1	42,208	72.0
みよし市	292	95.7	4,608	120.2	230,029	149.7	71,074	108.2
あま市	411	63.7	2,908	67.0	85,920	80.9	34,853	71.3
長久手市	336	82.6	4,204	100.9	152,021	90.3	92,725	130.1
東郷町	179	74.6	1,500	74.7	38,881	90.2	26,920	94.2
豊山町	251	80.2	3,534	82.8	237,768	77.2	36,605	234.5
大口町	169	85.4	1,889	82.0	183,427	82.3	36,488	87.7
扶桑町	210	77.8	1,951	73.5	41,921	91.0	52,700	85.7
大治町	117	64.3	1,040	73.9	27,426	85.6	12,638	66.6
蟹江町	246	63.9	1,719	60.8	62,729	84.7	34,680	81.9
飛島村	91	100.0	797	94.3	71,012	83.9	4,037	116.3
阿久比町	191	84.9	1,803	87.4	57,662	147.0	40,422	91.3
東浦町	244	76.3	2,589	79.4	52,456	74.8	59,856	84.3
商知町	277	70.3	1,089	67.5	17,707	78.2	14,406	80.3
美浜町	154	69.7	880	62.7	18,537	94.3	21,442	98.6
武豊町	203	72.0	1,494	66.8	30,304	80.1	32,043	100.6
幸田町	193	76.0	1,527	81.6	38,602	89.7	42,526	115.3
設楽町	61	69.3	223	71.9	3,029	90.9	6,262	118.6
東栄町	49	55.7	171	51.2	2,284	73.4	2,885	60.4
豊根村	22	104.8	71	120.3	914	171.8	922	131.3

### 付3 商業統計調査規則

〔昭和27年8月13日〕  
通商産業省令第60号

最終改正年月日:平成26年4月21日  
経済産業省令第21号

(省令の目的)

第1条 統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する基幹統計である商業統計を作成するための調査(以下「商業調査」という。)の施行は、この省令の定めるところによる。

(調査の目的)

第2条 商業調査は、商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

(調査の周期及び期日)

第3条 商業調査は、経済センサス活動調査(経済センサス活動調査規則(平成23年総務省・経済産業省令第1号)第1条に規定するものをいう。)を実施する年の2年後の7月1日現在によって行う。

(調査の範囲)

第4条 商業調査は、法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる「大分類Ⅰ—卸売業、小売業」に属する事業所(以下「調査事業所」という。)について行う。ただし、次項に規定する警戒区域等をその区域に含む調査区分にある事業所(避難解除等区域(福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第4条第5号に規定する避難解除等区域をいう。))にある事業所を除く。)又は国及び地方公共団体に属する事業所については、この限りではない。

2 前項ただし書に規定する「警戒区域等」とは、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)に関して原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項又は第20条第2項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。)が市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)又は都道府県知事に対して行った次の各号に掲げるいずれかの指示の対象となった地域をいう。

一 原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示

二 住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示

第5条 削除

第6条 商業調査は、次に掲げる事項について行う。ただし、新たに設立された事業所にあつては、第7号から第17号までの事項については、調査を行わない。

- 一 事業所の名称及び電話番号
- 二 事業所の所在地
- 三 経営組織及び資本金額又は出資金額
- 四 本店又は支店の別並びに本店の所在地及び電話番号
- 五 事業所の開設時期
- 六 従業者数
- 七 年間商品販売額及びその他の収入額
- 八 年間商品販売額の販売方法別割合
- 九 年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合
- 十 営業形態
- 十一 売場面積
- 十二 営業時間
- 十三 来客用駐車場の有無及び収容台数
- 十四 経営形態
- 十五 年間商品仕入額の仕入先別割合
- 十六 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合



十七 企業の事業所数等

- イ 商業事業所数
- ロ 従業者数
- ハ 年間商品販売額
- ニ 年初及び年末商品手持額
- ホ 年間商品仕入額
- ヘ 電子商取引の有無及び年間商品仕入額・年間商品販売額に占める割合

(調査票の様式)

第7条 商業調査は、経済産業大臣が定める様式による商業調査票（以下「調査票」という。）によって行う。

2 経済産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

(報告義務)

第8条 調査事業所の管理責任者（以下「調査事業所の報告義務者」という。）は、調査票に掲げる事項について、報告しなければならない。ただし、二以上の事業所を有する個人又は法人その他の団体（以下「本社一括調査企業」という。）に属する調査事業所（新たに第9条に規定する準備調査により把握された事業所を除く。）にあっては、本社等一括調査企業を代表する者（以下「本社等一括調査企業の報告義務者」という。）が一括して報告しなければならない。

(準備調査)

第9条 都道府県知事は、調査を受ける調査事業所を確定するため、商業調査の実施に先立つて第17条第1項に規定する商業調査員に準備調査を行わせ、経済産業大臣が定める様式により、準備調査により作成された名簿（以下「準備調査名簿」という。）一部を市町村長の定める日までに作成させなければならない。ただし、指定地域（東日本大震災の影響により商業調査の実施に大きな支障が生じている地域として経済産業大臣の定める地域をいう。以下同じ。）については、経済産業大臣が準備調査名簿を作成するものとする。

2 経済産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

(調査の方法)

第10条 商業調査は、第17条第1項に規定する商業調査員が調査事業所の報告義務者に配布する調査票によって行う。ただし、指定地域内にある事業所（本社等一括調査企業に属する事業所を除く。）及び本社等一括調査企業に対する調査は、経済産業大臣がそれぞれ指定地域内にある事業所の報告義務者又は本社等一括調査企業の報告義務者に配布する調査票によって行う。

2 調査事業所の報告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、その調査事業所の所在地を管轄する市町村長に、本社等一括調査企業の申告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、経済産業大臣にその旨を申し出て配布を受けなければならない。ただし、指定地域内にある事業所の報告義務者及び本社等一括調査企業の報告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、経済産業大臣にその旨を申し出て配布を受けなければならない。

(調査票の提出)

第11条 調査事業所の報告義務者は、調査票一部に所定の事項を記入し、記名した上、これを市町村長の定める日までに第17条第1項に規定する商業調査員に提出しなければならない。ただし、指定地域内にある事業所の報告義務者及び本社等一括調査企業の報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名して、経済産業大臣の定める日までに経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項本文の規定により調査票の提出を受けた商業調査員は、当該調査票を当該商業調査員の第17条第3項に規定する担当調査区を管轄する市町村長に提出しなければならない。

3 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して調査事業所の報告義務者が調査票を提出する場合は、経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年経済産業省令第8号）第3条第3項の規定は、適用しない。

第12条 市町村長は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）内の準備調査名簿及び調査票を整理した上、審査し、都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出しなければならない。

第13条 都道府県知事は、市町村長から提出された準備調査名簿及び調査票を整理した上、審査し、経済産業大臣に対しその定める期限までに提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定により提出された調査票の内容を記録した電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）及び同項の規定により提出された調査票の内容を記録した電磁的記録を作成し、当該準備調査

名簿及び調査票に記載された調査事業所の所在地を管轄する都道府県知事に送付する。

- 3 都道府県知事は、前項の規定により送付された準備調査名簿の内容を記録した電磁的記録を市町村別に整理した上、保存し、当該準備調査名簿に記載された調査事業所の所在地を管轄する市町村長に送付しなければならない。

(電磁的記録による提出)

第 13 条の 2 第 11 条第 1 項ただし書の規定による調査票の提出は、第 8 条ただし書の規定によ報告すべきこととされている事項を調査票の様式に準ずる様式により記録した電磁的記録を提出することにより行うことができる。

(事故の場合の措置)

第 14 条 市町村長は、天災事変その他避けることのできない事故のため、第 12 条に規定する都道府県知事の定める日により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告があつた場合には、都道府県知事は、直ちに、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

- 3 前項の規定による報告があつた場合には、経済産業大臣は、第 13 条第 1 項に規定する期限を、第 1 項の報告を行つた市町村の地域に限り、別に定めることができる。

第 15 条 削除

第 16 条 削除

(統計調査員)

第 17 条 商業調査の事務に従事させるため、統計法第 14 条に規定する統計調査員として都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力を有する者(次の各号に掲げる者を除く。以下「商業調査指導員」という。)及び第 4 項に規定する事務を適正に執行する能力を有する者(次の各号に掲げる者を除く。以下「商業調査員」という。)とする。

- 一 国税徴収法(昭和 34 年法律第 147 号)第 2 条第 11 号に規定する徴収職員又は地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 1 条第 1 項第 3 号に規定する徴税吏員

- 二 警察法(昭和 29 年法律第 162 号)第 34 条第 1 項に規定する警察官又は同法第 55 条第 1 項に規定する警察官

- 2 商業調査指導員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、商業調査員に対する指導、調査票その他の調査関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行う。

- 3 商業調査員は、市町村長から指定された調査区(以下「担当調査区」という。)を担当する。

- 4 商業調査員は、市町村長の調査実施上の指導及び商業調査指導員の指導を受けて、担当調査区内にある調査事業所(本社等一括調査企業に属する調査事業所を除く。)に係る調査票の配布及び取集、調査関係書類の作成その他これらに附帯する事務を行う。

第 18 条 削除

第 19 条 削除

(集計及び公表)

第 20 条 経済産業大臣は、調査票を審査した上、集計し、その結果を速やかに公表する。

第 21 条 削除

(調査票等の保存期間)

第 22 条 経済産業大臣の保存する準備調査名簿及び調査票の保存期間は 5 年とし、経済産業大臣の保存する集計表の保存期間は 10 年とする。

- 2 都道府県知事及び市町村長の保存する準備調査名簿を収録した電磁的記録並びに都道府県知事の保存する調査票を収録した電磁的記録の保存期間は 5 年とし、経済産業大臣の保存する調査票及び集計表を収録した電磁的記録は永年保存とする。

附則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

- 2 平成 26 年に実施す商業調査(以下「平成 26 年調査」という。)においては、統計法第 2 条第 4 項に規定する基幹統計である経済構造統計を作成するための調査と共通の準備調査名簿及び調査票様式を用いて同時に実施することとする。

- 3 平成 26 年調査においては、経済センサス基礎調査規則(平成 20 年総務省令第 125 号)第 15 条第 3 項の規定により都道府県知事が総務大臣に提出した調査票(同規則第 15 条第 1 項の規定により統計調査員が取集した調査票に限る。)及び調査区内事業所名簿その他の関係書類は、この省令による改正後の商業統計調査規則第 13 条第 1 項のきていにより経済産業大臣に提出した調査票及び準備調査名簿とみなす。

- 4 前項の規定により経済産業大臣に提出したものとみなされた調査票及び準備調査名簿については、この省令による改正後の商業統計調査規則第 22 条第 1 項の規定は、適用しない。

平成 26 年 常滑市の商業の概要

平成 30 年 4 月発行

発行 常滑市

編集 常滑市企画部企画課

〒479-8610 愛知県常滑市新開町 4-1

TEL:0569-47-6111

FAX:0569-35-4329

URL:<http://www.city.tokoname.aichi.jp/>

E-Mail:[kikaku@city.tokoname.lg.jp](mailto:kikaku@city.tokoname.lg.jp)